

文教福祉委員会

平成28年8月30日（火）

午前10時00分～午後2時31分

議会第2会議室

【出席委員】重松 徹委員長、松永憲明副委員長、永渕史孝委員、村岡 卓委員、  
高柳茂樹委員、山口弘展委員、白倉和子委員、江頭弘美委員、  
福井章司委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・保健福祉部 田中保健福祉部長  
ほか、関係職員

【案 件】

・決算議案審査について

○重松委員長

ただいまから文教福祉委員会を開催いたします。

それでは最初に、4常任委員会による連合審査の開催についてお諮りいたします。

第64号議案 平成27年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳入全款の審査につきましては、当委員会の付託議案とも関連がありますので、佐賀市議会会議規則第103条の規定に基づき、連合審査会を開催して審査したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、第64号議案中、歳入全款の審査については、連合審査会を開催することに決定いたしました。

次に、決算議案の審査日程についてでございますが、先ほど決定いたしました連合審査会を含めまして、お手元に配付しております審査日程案で進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、この審査日程どおり、当委員会に付託されました議案について審査したいと思います。

なお、決算審査における執行部の説明につきましては、お手元に配付しております「決算審査（常任委員会）での説明要領等」にて周知されておりますので、事前に御確認をお願いします。

また、現地視察についてでございますけれども、もし希望がある場合は、マイクロバスの都合もございますので、早目に申し出ください。

それから、連合審査会時の席次についてですけれども、正副委員長協議の上、お配りしております席次表のとおりとしたいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、この席次でお願いいたします。

それでは、ここで一旦、文教福祉委員会を休憩いたします。連合審査会終了後、午後からになると思いますけれども、再開して、引き続き決算審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

10時10分から連合審査会を開催しますので、大会議室へ移動をお願いいたします。

◎午前10時04分～午後1時14分 休憩（4常任委員会連合審査会開催）

○重松委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

審査に入ります前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

まず執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明をお願いいたします。

なお、決算額、全ての数字の読み上げは必要ありません。

また、答弁は役職にかかわらずに、質問に対して回答できる方がされるよう、お願いいたします。

なお、委員の皆様に申し上げます。

質疑につきましては決算ですので、その範囲内でよろしくお願いいたします。特に市政一般とか予算に関する質問にならないようお願いいたします。それから、多岐にわたる質問をお持ちだと思いますけれども、一度にたくさんの質疑をされますと、答弁がわかりにくくなりますので、質疑の該当箇所を示した上で、1回につき2問ぐらいまで絞って質疑をしていただければというふうに思います。

それでは、議案審査に入ります。

まず、第65号議案 平成27年度佐賀市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、執行部の説明を求めます。

◎第65号議案 平成27年度佐賀市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について 説明

○重松委員長

ただいま執行部から第65号議案の説明がございましたけれども、この議案について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたら質疑をお受けしたいと思っておりますけれども、何かないでしょうか。

○福井委員

レセプトの問題でちょっと確認ですけど、これは1円以上80万円未満になったという背景はどういうふうなことですか。それが含まれるということになると。

○福田保健福祉部副部長兼保険年金課長

1円以上になったと申しますのが、一つには広域化に向けた対応というのがございますし、この保険財政共同安定化事業というのがもともと高額が80万円で、30万円であったのが30万円から80万円までになり、20万円から80万円までになり、今回1円以上ということで、やっぱり小さな市町にとりましては、一挙に高額な病気等が流行して医療費がかさんだときに大変であるということで、全体の中でお互いに再保険じゃないですけど、見ましようよというのが1円以上になった背景にあるかと思います。

○福井委員

ということによって、要するに交付金が上がったということですね。どれぐらいのあれになっておるんですか。

○福田保健福祉部副部長兼保険年金課長

交付金と申しますか、これはどちらかと申しますと、県内の市町が自分のところから拠出しまして、それを交付するという形になっております。21の資料の28ページでいきますと、この中に高額分も入っておりますが、歳出のほうの真ん中ほどにございます共同事業拠出金というのがございます。74億6,000万円ほどのですね。これを今度歳入のほうの下から3番目でございますが、共同事業交付金という形でリンクしてくるという形になります。

もともとのベースとなりますのは、共同事業拠出金につきましては前3年分の医療費の平均、これを全体で割りまして、医療費割を50としまして、あと所得割を25、平等割を25として、県全体の比率で割り返して拠出するわけでございます。次に、交付金につきましては、その年にかかりました医療費に対しまして、そちらのほうから出ていくという形になっているものでございます。

○福井委員

単純に私は、そのことによってレセプト点検なんかに関するマンパワーというのは変わらないのかなど。その辺はどうなんですか。

○福田保健福祉部副部長兼保険年金課長

お金の分をやりとりします。レセプトにつきましては、当然国保連合会のほうで一度レセプト点検をしておりますので、2次点検という形で市町でも資格審査等の2次審査をしておりますので、レセプト点検にはこれが直接は影響してこないと。ただ、レセプト1件当たり、要は1カ月ごとの1つの医療機関に対しての助成が1円以上、片方80万円以上に対して、それが対象となってくるということでございます。

○福井委員

ですから、点数とかなんとかの関係で、要するにマンパワーにとっての負担率が、負担が高くなっていないのか、その辺のことが、いやいや変わりませんよということなのかどうか、ちょっとその確認です。

○保険年金課保険企画係長

ちなみに、対象件数なんですけれども、昨年の80万円的时候は、平成26年は1万7,355件だったのが、昨年の平成27年は100万件近くまでふえています。当然全てを対象にしていますので、件数自体はふえています。対象となるレセプト件数はふえています。

○福井委員

手間はかからないんでしょう。

○保険年金課保険企画係長

手間はかからないです。

○福井委員

1万7,000が100万件ぐらいなっても、それは問題ないということですね。

○福田保健福祉部副部長兼保険年金課長

もともと1,000円以上であっても、各市町が払っておりましたので、その分を向こうが対象としてくれるかどうかということでございますので、件数的にはふえません。全体の件数は変わりませんので。

○福井委員

はい、わかりました。

○重松委員長

ほかに。

○白倉委員

18の資料の225ページ、不納欠損の内訳とか、いろいろと御説明いただきました。

平成27年度決算において、この不納欠損、時効完成、これはもちろん理屈はわかるんですけども、そのあたりの分析されている原因と徴収に当たったの努力といたしますかね、結果これになったというところをちょっと御説明いただきたいんですが。

それと同時に、関連しますので、短期保険証の状況なんかも含めて御説明をお願いいたします。

○保険年金課副課長兼国保税二係

まず、不納欠損はここに書いてあるとおりの金額になっております。

大きく5年で時効が完成する分と、それから財産がないとか生活困窮、資力がおありじゃない方については、調査の上、執行停止という税法上の手続をとります。それは3年で時効を迎えると、大きく分けてこの2種類になるんですけども、当然滞納整理という仕事をする中で、財産のあるなし、それから生活が厳しいというような聞き取りなどを行いまして、その分の調査をいたしまして、やはりなかなか資力回復が難しいとか、そういった方については停止をかけたりするというふうな行為を行っているところでございます。

結果として、時効を迎えたものについて欠損しているというふうな状況になっているわけなんですけれども、何といたしますか、単純に滞納処分についての滞納整理を着手しない

ということではなく、その財産調査をする中で、御相談を受ける中で、やはりそういった実態を小まめに調査いたしまして、最終的にそういった結果になっているというふうな状況になっております。

○白倉委員

もちろん、その……

○重松委員長

徴収努力の何か、あったろう。

○白倉委員

そうですね、御努力と、これが事実、数値として出ているわけですから、でも、それぞれの個々の事情、本当に厳しい事情がございましょう。ただ、国保は加入者が全員で支えるものという大前提も同時にあるわけですね。それで、財産調査とか、恐らく分納とか、いろいろと推奨されたと思いますが、どれぐらいの努力をしていただいたかというところなんですよ、問題は。もう財産がなかったからそれであれとかですね、それは市税でもそうですが、特に国保税の場合ですね。その辺のところをちょっと示していただけたら。平成27年はちょっと大きいですよ。

○福田保健福祉部副部長兼保険年金課長

当然不納欠損する前に、私どもとしましては、納税者の方とお話をさせていただきながら、納税相談を受けて対応しております。

当然、財産調査をしますが、やはり資力がない方もいらっしゃいます。財産があれば、そこで例えば何かを差し押さえるとかという行為ができますが、国保につきましては、低所得者の方が多く、また年金生活の方も多いということで、そこからそれ以上取ることが、法定以上を取ることができない方もいらっしゃいます。そういう方については、やむを得ず不納欠損ということをやることがございます。ただ、財産を持っておられる以上は、当然そこで差し押さえをかけまして、要は時効にならないように、そこをとめるという行為もしておりますが、やはり全体的に低所得者の方が多いものですから、そこは納税相談をしながら対応をさせていただいている。一律に落とすのではなく、財産調査等をさせていただいて、本当にないかという確認をした上で、本当にないということで不納欠損のほうに持っていくという形をとらせていただいているところでございます。

○白倉委員

そうしましたら、この平成27年度の決算で不納欠損について、件数だったらそれこそたくさんありますので、人数分と申しまししょうか、何人ぐらいが対象の数値ですか。期数でしか出てきませんか。じゃ期数で結構です。

○福田保健福祉部副部長兼保険年金課長

申しわけございません、期数ということでよろしゅうございますでしょうか。

3年の分が770件、即時が2,966件、時効によるものが2,884件、全体としては6,620期と

ということになります。

○白倉委員

それと、先ほど聞きました短期保険証発行との関係はどのように——同時に、税の公平性もあるんですが、当事者にとってはやはり厳しい経済状態ということも伺いますので、そのあたりをどのように進めながら行かれたのでしょうか。

○保険年金課副課長兼国保税二係長

短期証について、基本的な考え方としましては、納税相談をしていただく、その機会を設けるという目的でお出ししている現状でございます。

滞納者の数、それから短期証の発行枚数についても、年々減少しております。基本的に短期証に関しては、そういう更新の際に相談をいただくというふうな機会を設けるということを目的にしておりますし、やはりその短期証自体はそもそも使えるものでありますので、給付制限ということではなく、それは通常の医療給付をするという目的で出しておりますので、直接その滞納処分等とのリンクという位置づけは考えていない状況になっております。また、平成27年度末の短期証の対象件数は1,679世帯です。

○白倉委員

ちょっと関連で続けてなんですけれども、その次の227ページに介護保険の分の決算が出ていますけれども、介護納付金のところですね。介護納付金もずっと進んでいって説明された分ではいいわけでしょう。ですから……

普通同時に納付するわけですよ。国民健康保険と介護の分というのは、同時にといただきますか、少なくとも介護年齢に達していない60歳以前はですね、60歳以前の国保対象者は同時でしょう。その辺の部分は、ここに上がっている数字は、やはり人数的にも、期数的にもリンクしていると考えたらいいんですか。

○福田保健福祉部副部長兼保険年金課長

国保税でいただくときには、医療分、後期高齢分、介護分としていただきます。

リンクしているかという話でございますが、こちらは税としていただく分でございます。この227ページは、税としていただく分でございます。今度を出すほうにつきましては、歳出のほうで……、ですから、一緒に徴収しますよね。その分も含めたところで、医療分、介護分、後期分という形で一緒に徴収いたします。

○白倉委員

ですから、その対象人数、期数分としては、リンクというか、イコール、全くイコールと考えていいわけですか。——はい、わかりました。

ちょっと聞きそびれていたらごめんなさい。

はりきゅうの部分がございましたよね。県からの、何ページやったかな。249ページですね、済みません、失礼しました。249ページですが、ここは1回当たり幾らで、対象が幾らと言われましたか、もう一回説明をいただけますでしょうか。

○福田保健福祉部副部長兼保険年金課長

私が御説明いたしましたのは、1回当たりの施術料は1,000円でございますということですよ。

それと、あと利用証の交付人数は1,759人ということでございます。

それと、施術回数、実績でございますが、1万7,058回ということで御説明を申し上げたと思います。

○重松委員長

ほかにないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、これで第65号議案の質疑を終結いたします。

次に、第66号議案 平成27年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算について、執行部の説明を求めます。

◎第66号議案 平成27年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算 説明

○重松委員長

ただいま国民健康保険診療所特別会計決算の説明がございましたけれども、この案件について委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、第66号議案の質疑を終結いたします。

次に、第67号議案 平成27年度佐賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、執行部の説明を求めます。

◎第67号議案 平成27年度佐賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 説明

○重松委員長

ただいま執行部から後期高齢者医療特別会計決算について説明がございましたけれども、委員の皆さんから何かこの案件について御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、これで第67号議案の質疑を終結いたします。

それでは、以上で本日予定しておりました議案審査全てを終了いたします。お疲れさまでした。

執行部の方は退席していただいて結構です。

◎執行部退室

○重松委員長

では、お疲れさまでした。

それでは、本日の審査を終了いたしたいと思っております。

本日の決算議案審査に関しまして現地視察の希望はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないですね。なしということでお受けいたしたいと思います。

次に、本日の決算議案審査において、委員会としての意見提言を取りまとめる案件の候補として、さらに協議、検討が必要な案件はございますでしょうか。

これは委員会として以前にやっておりました事業評価ですね。これに対して本委員会として附帯決議をつけるような形になります。きょうあった特別会計の中から、そういった案件があるんだったら申し出ていただきたいと思います。

ちなみに、昨年が、この委員会では3件提出されております。1つが食育・食環境推進事業、2つ目が生活困窮者自立促進支援事業について、3つ目が地域共生ステーション開設支援及び安全対策事業について、この3点が出されております。特会のほうからは出ておりません。

ここで選定する案件の数は問いませんが、4常任委員会の統一した取り組みでございまして、少なくとも1つぐらいは、1事業ぐらいはちょっと出さな、最低ですね、というふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いしておきます。

では、特会のほうからないですね、きょうの分はですね。

それでは、次の委員会はあす8月31日水曜日、午前9時から予定しておりますので、間違いなくよろしく願いいたします。

それでは、本日の文教福祉委員会を終了いたします。